

# 熊本県歯

## 元年度 No.4

2020.3.31 発行

# 国保だより

～CONTENTS～

- ・保険料のお知らせ
- ・保険料減額申請について（再掲）
- ・第116条該当・非該当届について
- ・傷病手当金の申請について
- ・柔整のかかり方について
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

## 令和2年4月より、保険料が変わります

### ●後期高齢者支援金

全ての被保険者  
(0歳以上75歳未満)

**4,400円** 新 ← 3,900円 旧

### ●介護保険料

第2号被保険者  
(40歳以上65歳未満)

**4,800円** 新 ← 4,400円 旧

## 保険料の月額

### 令和2年度の保険料

種別	介護保険料	月額	内訳		
			医療保険	後期高齢者支援金	介護保険
甲種組合員	あり (40歳以上)	<b>25,200</b> + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,400	4,800
	なし (40歳未満)	<b>20,400</b> + 所得割額	16,000 + 所得割額	4,400	
乙種組合員	あり	<b>17,700</b>	8,500	4,400	4,800
	なし	<b>12,900</b>	8,500	4,400	
乙種組合員 (勤務医)	あり	<b>20,700</b>	11,500	4,400	4,800
	なし	<b>15,900</b>	11,500	4,400	
家族 (甲・乙種)	あり	<b>13,200</b>	4,000	4,400	4,800
	なし	<b>8,400</b>	4,000	4,400	

※甲種組合員は、前年の医業収入によって、申請すれば減額される場合があります。

詳細は、次ページに掲載しております「保険料の減額申請について」のお知らせをご覧ください。

## 令和2年 保険料減額申請について(再掲)

甲種組合員の均等割保険料(16,000 円)は、前年の医業収入の基準(1,500 万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『令和1年分の所得税の確定申告書B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、令和2年度保険料の減額申請については、3月31日まで(必着)にご提出いただくと4月分保険料から適用されます。(※提出が4月以降になる場合は、届出の翌月より適用になります。)

ご不明な点がございましたら、組合(Tel.096-343-0419)までご連絡ください。

	減 額 基 準	均等割保険料 16,000 円	申 請 方 法
①	前年の医業収入が 500 万円以上 1,500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 13,500 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。
②	前年の医業収入が 500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。	申請により 12,000 円	【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。

### 【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「令和1年分の所得税の確定申告書B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が1,500万円未満のことです。  
申請される際には、必ず該当されるか否かご確認くださいませようお願いいたします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
  - 同一診療所に甲種組合員が2人以上いる場合(2人目以降の甲種組合員)
  - 診療所を閉院されている場合

・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

## 組合員と住所が異なる学生について

④国民健康保険法第116条該当・非該当届出

組合員と住所が異なる場合であっても、その理由が修学によるものであれば、「国保法第116条該当届」を提出いただくことにより被保険者となることができます。

また、住所を同一世帯へ戻す場合は「国保法第116条該当届」をご提出下さい。

該当届・・・在学証明書添付

非該当届・・・組合員本人との同一世帯の住民票添付

※申請書はHPよりダウンロード可能です。

## 傷病手当金の申請について

病気やけがなどで入院された場合、1日につき2,000円の手当金が支給されます。

対象者	加入から185日を経過した 甲種組合員本人及び乙種組合員本人
限度日数	年度90日まで
申請手続き	甲種組合員には、組合から申請用紙を送付します。(申出は不要。) 乙種組合員には、本人からの申し出により申請用紙を送付します。

※申請後、レセプトと照合して給付を決定します。

後期高齢組合員の方には傷病見舞金が支給されます。

支給額	入院1日につき2,000円
限度日数	年度90日まで
申請手続き	ご本人からの申し出により申請用紙を送付します。
添付書類	入院証明書(入院期間が記載されているもの)

## 接骨院・整骨院のかかり方

### 健康保険等が使える？使えない？

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が使える場合と使えない場合があります。

#### ●健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。
  - 日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき
  - 日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき

##### 具体例

- ・ 日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰が痛くなった
- ・ 日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など



#### ◆健康保険等が使えないもの —病気や原因不明の痛み—



- ◆ 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◆ 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆ 病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合
- ◆ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

### ❗負傷原因は正確に伝えましょう

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は保険者に連絡してください。

### ❗施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう

## 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。  
資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。(領収書の異動に係る調整の欄参照)なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は  
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は  
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

こんな時どうするの？

Q. 従業員の住所が変わりました。

A. 当組合では従業員の住所変更申請は必要ありません。保険証の裏側を直筆で書き換えてください。※県外への異動の場合はこの限りではありません。

Q. 高額療養費の申請方法を教えてください。

A. <既に治療費を支払っている場合>  
レセプトが上がってくる2ヶ月後に自動的に申請書をお送りいたします。  
連絡の必要はありません。  
<これからお支払いの場合>  
限度額適用認定証を発行し、窓口での負担額を減らせます。  
HPより申請書をダウンロードして申請してください。

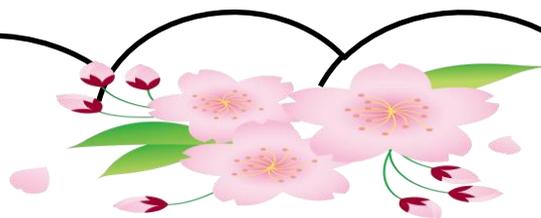
## 『医療費通知』(令和元年 11 月～12 月診療分)の送付

1 年 11 月～12 月に医療機関へ通院された方には、医療費通知（別添のハガキ）を送付しております。乙種組合員（従業員）の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

## 令和2年度『組合事業内容』の送付

令和2年度の組合事業内容(別添のA3サイズ)を1枚同封しております。お目直しいただき、この「国保だより」と同様に従業員の方にもご回覧ください。なお、県歯会ホームページからも閲覧できます。

### ～編集者録～



ご家族の中には卒業や入学、就職などで新生活を始められた方も多いのではないでしょうか。

コロナウイルスにより、卒業式や入学式等が縮小や中止など例年とは違う新年度を迎える事となりました。

手洗い・うがい・アルコールの消毒等でしっかりと予防を！

私も、日々の予防と小学1年生がピカピカのランドセルを背負って元気よく学校に行く姿に元気をもらいながら出勤しています。

新しい年度が始まります。

令和の2年目、今年度もどうぞよろしく願いいたします。

(T・N)

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

<http://www.kuma8020.com/kokuho/>